

平成26年第4回東大和市議会定例会会議録第24号

平成26年12月2日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（26名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	広沢光政君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	鈴木尚君	財政課長	川口莊一君
情報管理課長	菊地浩君	職員課長	原島真二君

保険年金課長 嶋田 淳 君
生活福祉課長 尾崎 淑人 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
区画整理課長 當摩 弘 君

保育課長 宮鍋 和志 君
障害福祉課長 小川 則之 君
下水道課長 佐伯 芳幸 君
社会教育課長 村上 敏彰 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 4 第 8 号報告 専決処分の報告について
- 第 5 第 5 4 号議案 専決処分の承認について
- 第 6 第 5 5 号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 第 5 6 号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 第 8 第 5 7 号議案 東大和市やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例
- 第 9 第 6 4 号議案 市道路線の変更について
- 第 10 第 6 5 号議案 市道路線の一部廃止について
- 第 11 第 6 6 号議案 市道路線の廃止について
- 第 12 第 5 8 号議案 平成 26 年度東大和市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 13 第 5 9 号議案 平成 26 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14 第 6 0 号議案 平成 26 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 第 6 1 号議案 平成 26 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 16 第 6 2 号議案 平成 26 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 17 第 6 3 号議案 平成 26 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 18 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 18 まで

午後 1時31分 開会・開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから、平成26年第4回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（尾崎信夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（尾崎信夫君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○15番（森田憲二君） こんにちは。

去る11月26日、議会運営委員会が開催されましたので、その内容を御報告申し上げます。

まず本定例会の会期であります。本日12月2日より12月16日までの15日間といたします。

会議録署名議員は、6番 大后治雄議員、12番 蜂須賀千雅議員の両名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長、議長の諸報告の後、第8号報告、第54号議案から第57号議案、第64号議案から第66号議案、第58号議案から第63号議案まで順次審議を行います。議案審議終了後、陳情の付託を行います。第64号議案から第66号議案は建設環境委員会に審査を付託いたします。

明日3日から5日までと8日から9日は一般質問となります。

一般質問予備日として10日午前中を予定しておりますが、9日で終了した場合休会となります。

なお、一般質問期間中、午後5時30分を目途に時間延長並びに4時半以降、新たに指名はせずとなっておりますが、新たに指名できることといたします。また、休憩時間はおおむね1時間を目安にとるようになっていきます。

以上3点について、議会運営委員会を開催せず議長発議により行い、本定例会に限り実施することといたします。

6日、7日、10日から15日は休会となります。

常任委員会及び議会運営委員会の日程について申し上げます。

10日、総務委員会を午後1時半から、11日、厚生文教委員会を午後1時半から、12日、建設環境委員会を午前9時半から、また同日、議会運営委員会を午後1時半から開催いたします。

16日、最終日は追加議案審議、常任委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託、継続審査議決、議員派遣議決の後、閉会となります。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

3日、昼休みに学校給食の試食会を行います。3日から9日の昼休みに、議員手帳添付用の写真撮影を行います。4日、午後1時より政策調整会議を開催いたします。議員提出議案の受け付け締め切りは8日正午まで、閉会中審査分の請願・陳情の受け付けは12日正午までとなっております。

本定例会の議案の案件であります。報告案件1件、議決案件13件、計14件となっております。

また、今定例会の一般質問通告者は18名であります。

11月26日正午までに受理した請願及び陳情は2件であります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

6番 大 后 治 雄 議員

12番 蜂須賀 千 雅 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（尾崎信夫君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月2日から12月16日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第3 諸報告

○議長（尾崎信夫君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、こんにちは。

市長報告を申し上げます。

市として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、10月27日に東京都市長会が開催されました。

議事1の「東京都長期ビジョン（仮称）」中間報告の取りまとめについてであります。目指すべき将来像、世界一の都市・東京の実現に向け、史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現と課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現という2つの基本目標を掲げた政策全体に共通する5つの視点をもとに、8つの方向性を示す都市戦略を取りまとめたものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の「安全・安心TOKYO戦略（仮称）」の策定及び「東京の安全・安心に関する懇談会」についてであります。2020年オリンピック・パラリンピックの開催を控えて、世界一の都市・東京にふさわしい安全・安心を実現するため、新たな施策方針として、安全・安心TOKYO戦略（仮称）を平成27年2月を目途に策定する。それを、具体的にするための戦略の検討を行う場として、東京の安全・安心に関する懇談会を再開するものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事3の平成26年度施策の見直しについてであります。今回の見直しは福祉保健局関連の東京都民

間社会福祉施設サービス推進費補助事業、児童発達支援センター分と重度心身障害児（者）通所事業運営費補助の2事業であります。いずれも障害者施設推進区市町村包括補助事業に統合するものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事4の平成26年度施策の見直しの取り扱いについてであります。議事3を受けて都市町村協議会の事務事業検討委員会幹事会等で具体的な検討を進め、1月の市長会で審議したいとの説明があり、これを承認いたしました。

次に、議事5の平成26年東京都人事委員会勧告等の概要についてであります。公民格差相当分を是正するため、例月給は15年ぶり、特別給は7年ぶりに引き上げが勧告された。また、国の総合的な見直しの中で地域手当の引き上げと並行して、給料月額を引き下げ、新たな監督職の設置などが実施されるとの説明が東京都からありました。

次に、議事6の平成27年度東京都予算編成に係る最重点要望事項（案）についてであります。来年度の東京都予算の編成に対して、42件の要望事項を取りまとめ、都知事に対し提出することとし、これを承認いたしました。

次に、議事7の農地制度のあり方についてであります。要請活動を行うに当たっての案文の検討を行い、東京の市街化農地に関する内容を付加して要請を行うことで議論を行い、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

次に、11月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。11月19日開催の後期高齢者医療広域連合協議会で承認された平成25年度決算の概要と、平成27年度予算の見込みの概要についての説明が東京都後期高齢者医療広域連合からありました。

次に、議事2の今後の多摩振興施策の推進についてであります。東京都では新たな多摩のビジョンを平成26年3月に策定し、都事業の着実な推進に取り組んでいるところであります。今後は、多摩振興に向けた推進体制を構築するとともに、行動戦略に係る年次報告書により報告を行っていくとの説明が東京都からありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

東京都民間福祉社会福祉サービス推進費補助事業の中で、重症心身障害児（者）というところを重度と発言したということなので、もう一度訂正をさせていただきます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（関田正民君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 尾崎信夫君 登壇〕

○議長（尾崎信夫君） それでは、平成26年第4回市議会定例会議長報告を行います。

まず初めに、10月17日から18日にかけて友好都市であります福島県喜多方市を訪問いたしました。両市の交流を、さらに推し進めるために行ったものであります。今回の交流訪問は、3年間で全議員が喜多方市を訪問する事業の3年目として、当日は西川洋一議員、尾崎利一議員、実川圭子議員、和地仁美議員、佐竹康彦議員、床鍋義博議員が参加されました。17日には、このたび新築されました市役所本庁舎の説明及び見学の後、喜多方市市勢映像の上映、喜多方市議会との意見交換会を実施し、親睦を深めてまいりました。また、18日には山都地区で行われました第31回山都新そば祭りに参加いたしました。

次に、10月19日に府中市市制施行60周年記念式典が、府中の森芸術劇場どりーむホールで開催され出席いたしました。

次に、10月26日に東村山市市制施行50周年記念式典が、東村山市民スポーツセンターで開催され出席いたしました。

次に、10月30日、第25回東京都道路整備事業推進大会が、日比谷公会堂で開催されました。本大会は、各議員の皆様が参加されておりますので、細かな内容は省略させていただきますが、国土交通省道路局長及び東京都技監の講演の後、意見発表に続き、大会宣言及び大会決議が行われ、国及び東京都へ陳情活動を行うことが決定されました。

次に、11月1日に昭島市市制施行60周年記念式典が、昭島市民会館KOTORIホールで開催され、産業まつりの開会式と重なったことから、関田正民副議長に御出席いただきました。

次に、11月3日に国分寺市市制施行50周年記念式典が、国分寺市立いずみホールで開催され出席いたしました。

次に、11月19日、東京都市議会議長会定例会総会が東京自治会館で開催されました。

まず、報告事項としては、平成26年8月1日以降の会務報告、全国市議会議長会理事会及び評議委員会の会議結果など、計8件の報告が行われました。

次に、平成27年度東京都市議会議長会事業計画（案）につきまして、原案どおり決定いたしました。この中で、東京都26市の議員及び事務局職員を対象とした議員研修会を平成28年2月に開催する予定であることが報告されました。

次に、平成27年度同議長会歳入歳出予算（案）につきまして、各市の負担金を現行のまま13万円と据え置くことで、歳入歳出それぞれ前年度に比べて210万円減の1,005万8,000円とする予算案を原案どおり決定いたしました。

次に、平成27年度同議長会関係役員（案）につきまして、会長に府中市議会議長などとする内容で原案どおり決定いたしました。

次に、平成26年度東京都市議会議員研修会につきましては、来年2月10日火曜日に府中の森芸術劇場において、講師に元総務大臣の増田寛也氏を迎え、人口減少時代をどう乗り切るかをテーマと行うことと提案があり、原案どおり決定いたしました。

報告は以上であります。ただいま御報告に対しまして、関係資料につきましては、事務局に整理してあり

ますので、後ほど御参照いただければと存じ上げます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（関田正民君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 尾崎信夫君 降壇〕

○副議長（関田正民君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第8号報告 専決処分の報告について

○議長（尾崎信夫君） 日程第4 第8号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆様、こんにちは。

ただいま議題となりました第8号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告の内容は、平成26年10月14日に起きました庁用自動車による物損事故の損害賠償についてでございます。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、平成26年11月6日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

損害賠償額につきましては14万7,008円で、相手方は東京都羽村市神明台2丁目11番2号、医療法人社団敬幸会、金子デンタル・クリニック、理事長、金子義幸氏であります。

事故の概要につきまして、御説明申し上げます。

本件は、平成26年10月14日火曜日午前9時45分ごろ、福生市熊川1394番1、高齢者マンションサンシャインビラ敷地内駐車場において発生いたしました庁用自動車による物損事故であります。

当日、駐車場に駐車し、庁用自動車からおりるために開いたドアが強風にあおられて、隣に駐車していた相手方車両に接触し、相手方の車両を損傷させたものであります。

事故の状況から、市に過失があるといたしまして示談をしたもので、損害賠償金として、車両の修理代金及び代車代である14万7,008円を市が相手方に支払うものであります。

なお、損害賠償金は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済金により、全額補填される予定であります。

今後、より一層、交通事故防止に努めていく所存であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第8号報告を終了いたします。

日程第5 第54号議案 専決処分の承認について

○議長（尾崎信夫君） 日程第5 第54号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第54号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、平成26年度東大和市一般会計補正予算（第3号）であります。

衆議院の解散に伴いまして、平成26年12月14日に執行される衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算の補正が必要となりましたが、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年11月21日において、専決処分させていただいたものであります。

このため、同条第3項の規定に基づき、本議会におきまして御報告し、承認を求めるとでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明を申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,430万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300億5,568万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、3ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第14款都支出金は4,430万2,000円の増額で、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金の計上であります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款総務費は4,430万2,000円の増額で、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、省略をさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひ

申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第54議案 専決処分承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第6 第55号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第6 第55号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第55号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、体育施設等について、平成27年4月1日から新たな共同事業体が指定管理者として管理・運営を行うことに伴い、必要な改正を行うものであります。新しい指定管理者の提案を採用し、休場日の削減や、市民体育館の開場時間の延長などを行うものであります。

また、スポーツ団体の要望を受けて、上仲原公園野球場内の陸上競技場に係る部分のみの利用を可能とする規定の新設や、新学校給食センター建設工事の開始に伴う桜が丘市民広場の利用料金の減額なども、あわせて行うものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

別表第3は、体育施設等の休場日を定めるものであります。

市民体育館、桜が丘市民広場及び上仲原公園テニスコートのそれぞれについて、年末年始に休場する期間の末日を1月4日から1月3日に改正し、休場日を1日短縮するものであります。

別表第4は、体育施設等の開場時間を定めるものであります。

市民体育館を利用することができる時間は、午後9時30分までとなっておりますが、個人利用につきましては、休日以外の水曜日及び金曜日に限って、午後11時までとしております。この午後11時まで個人利用を認める日を、休日以外の月曜日から金曜日までに拡大する改正を行うものであります。

なお、別表第3及び第4の改正は、いずれも新しい指定管理者からの提案を採用したものであります。

次に、別表第5の改正であります。

別表第5は、指定管理者が収受する利用料金の上限額を定めるものですが、先ほど御説明いたしました午後11時まで個人利用を認める日の拡大を受け、市民体育館の利用料金に関する表について、所要の字句の改正を行うものであります。

また、桜が丘市民広場の利用料金については、新学校給食センター建設工事の開始に伴い、利用面積が縮小することから、全面利用、A面利用及びB面利用のそれぞれについて、利用料金の上限額を引き下げるものであります。大人の利用料金で比較いたしますと、各時間帯について、全面利用では2,400円を1,800円に、A面利用では1,500円を1,000円に、B面利用では900円を800円に、それぞれ引き下げており、子供の額についても同率で引き下げております。

続きまして、(4)の項の表は上仲原公園野球場の利用料金について定めるものですが、これまでは陸上競技場を含めた形で利用することを前提に、その額を定めておりました。しかし、市内のスポーツ団体からの要望があり、利用者の利便性の向上と施設の有効利用を図る観点から、陸上競技場に係る部分のみの利用を認め、その場合の利用料金として、従来額の2分の1に相当する額を新たに定めるものであります。その額は、2時間当たり大人1,200円、子供300円とするものですが、夜間照明の基準額は従来と同額を定めております。

最後に附則であります。

附則第1項は、この条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

なお、次に説明する附則第2項の規定は、公布の日を施行日としております。

次に、附則第2項であります。新たな利用料金の上限額が定められました桜が丘市民広場及び陸上競技場について、施行日である平成27年4月1日から利用することができるよう、施行日前においても利用の承認、利用料金の納付等の手続を行うことができる規定を設けるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第55号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第7 第56号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第7 第56号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第56号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、難病の患者に対する医療等に関する法律の制定及び児童福祉法の改正により、難病患者に対する新たな医療費助成制度が法定化されたことに伴い、対象疾病が拡大されることから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条は支給要件で規定ありますが、第1項第1号について所要の表現の整理をした上、これを同項第2号とし、新たな第1号として難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給対象となった者の要件を加えるものであります。

また、新たな第3号として、難病の患者に対する医療等に関する法律の指定難病又は「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」別表第1に掲げる疾病に罹患したことにより、改正後の児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給対象となった者の要件を加えるものであります。

この改正により、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく難病の指定があった場合に、本条例の疾病の範囲も、これと連動して広がることから、結果として福祉手当の支給対象者は拡大するものであります。

最後に附則ではありますが、この条例の施行日を法律の施行日に合わせて、平成27年1月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第56号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 第57号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第8 第57号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第57号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法の改正に基づき、同法の一部の条項に移動が生じたことから、その条項を引用する本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第3条は、やまとあけぼの学園で実施する事業についての規定であります。

この条の第1号及び第2号で引用しております児童福祉法第6条の2の規定が、第6条の2の2に改正されたことから、法改正後の条項に適合するように、引用条項の改正を行うものであります。

なお、この改正は事業内容に影響を与えるものではございません。

最後に附則であります。条例の施行日を改正法の施行日に合わせて、平成27年1月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第57号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例、本案を原案のどおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 9 第 6 4 号議案 市道路線の変更について

日程第 1 0 第 6 5 号議案 市道路線の一部廃止について

○議長（尾崎信夫君） 日程第 9 第 6 4 号議案 市道路線の変更について、日程第 1 0 第 6 5 号議案 市道路線の一部廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第64号議案 市道路線の変更について及び第65号議案 市道路線の一部廃止についてにつきまして、一括して提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

初めに、第64号議案 市道路線の変更についてであります。市道に隣接する土地所有者から市道の付け替え交換申請書、用地の交換申請書が提出されました。市道の付け替えにより、現況の通行と一致し、通行に適した路線となることから、道路法第10条第2項の規定に基づき、市道路線を変更するものであります。

変更する路線は市道第779号線で、起点が芋窪2丁目1976番1先、終点が芋窪2丁目1956番先、幅員は1.82メートルから2.73メートルで、延長は163.06メートルであります。起点から延長18.93メートルを廃止し、芋窪2丁目1991番1先を起点として、延長28.78メートル、幅員2.73メートルを新たに認定し、市道路線を変更するものであります。

なお、新規の路線となる部分の起点から延長10.97メートルは、次に御説明する第65号議案 市道路線の一部廃止についての道路用地の一部と交換するものであります。

次に、第65号議案 市道路線の一部廃止についてであります。市道に隣接する土地所有者から市道の廃止及び払い下げ申請書、用地の交換申請書が提出されたこと、また都道区域となる部分や新青梅街道の拡幅整備に伴い、存置する必要がない部分が生じることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の一部を廃止するものであります。

一部廃止する路線は市道第734号線で、起点が芋窪5丁目1107番1先、終点が芋窪5丁目1104番7先、幅員は1.82メートルで、延長は231.10メートルであります。路線の払い下げと用地交換の延長36.36メートル、都道の拡幅等で都道区域に編入された部分の延長63.12メートルを合わせまして、道路終点までの延長99.48メートルを廃止するものであります。

なお、一部廃止する部分のうち、延長17.28メートルは、先ほど御説明した第64号議案 市道路線の変更についての用地の一部と交換するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第11 第66号議案 市道路線の廃止について

○議長（尾崎信夫君） 日程第11 第66号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第66号議案 市道路線の廃止についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、空堀川の河川整備事業により河川区域となり、存置する必要がない路線となったことから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は市道第1576号線で、起点は芋窪6丁目1291番6先、終点が芋窪6丁目1293番5先、幅員は1.82メートルで、延長50.39メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時28分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、私の発言に誤りがありましたので訂正いたします。

日程第9 第64号議案及び日程第10 第65号議案について、以上2議案を建設環境委員会に付託いたしますと訂正させていただきます。

以上でございます。

日程第12 第58号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第4号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第12 第58号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第58号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度の予算執行も下半期となり、残り数カ月の執行期間となってまいりましたが、障害者の就労継続支援の増加等によります自立支援給付費等事業費の増額や、医療扶助の増加等によります生活保護援護事業費の増額、また職員の人事異動等に伴う各科目におけます職員人件費の増減と、各特別会計繰出金の増減など、歳入歳出予算の補正が必要となりました。

これらに加えまして、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託及び体育施設等指定管理委託に係る債務負担行為の追加が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,450万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302億9,019万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、追加でございます。「第2表債務負担行為補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第11款の分担金及び負担金は220万8,000円の増額で、老人ホーム措置費一部負担金の増額であります。

第13款の国庫支出金は1億4,530万7,000円の増額で、生活保護費負担金等の増額であります。

第14款の都支出金は2,804万1,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金の増額等であります。

第15款の財産収入は2,351万9,000円の増額で、市有地売払収入の増額であります。

第17款の繰入金は3,362万5,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

第19款の諸収入は180万6,000円の増額で、1964年東京オリンピック・パラリンピック50周年記念事業助成金等の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は147万2,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第2款の総務費は693万8,000円の減額で、職員人件費の減額及び企画業務費等の増額等であります。

第3款の民生費は2億2,763万8,000円の増額で、自立支援給付費等事業費及び生活保護援護事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は1,241万2,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第6款の農林業費は48万6,000円の増額で、農業委員会運営の増額及び職員人件費の減額であります。

第7款の商工費は121万4,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第8款の土木費は297万6,000円の増額で、コミュニティバス運行事業費の増額及び下水道事業特別会計繰出金の減額等であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第9款の消防費は2,085万5,000円の減額で、消防事務委託費の減額であります。

第10款の教育費は1,610万1,000円の増額で、職員人件費及び国際理解教育推進事業費等の増額であります。

次に、5ページをお開きいただきたいと存じます。

「第2表債務負担行為補正」で、1の追加であります。

1つ目は、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託で期間は平成27年度から平成28年度までとし、限度額は2,592万円であります。

2つ目は、体育施設等指定管理委託で期間は平成26年度から平成31年度までとし、限度額は4億3,741万4,000円であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（並木俊則君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は220万8,000円の増額であ

ります。老人ホーム措置費一部負担金の増額であります。措置人数の見込み増に伴うものであります。

9ページをお開きください。

13款国庫支出金は1億4,530万7,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1億4,420万円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は4,046万5,000円の増額であります。対象経費の増に伴う障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

3節生活保護費負担金は1億373万5,000円の増額であります。医療扶助費等の増に伴う生活保護費負担金の増額であります。

2項国庫補助金は110万7,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は98万1,000円の増額であります。社会保障・税番号制度に係るシステム整備等補助金の増額であります。

2目民生費国庫補助金、3節生活保護費補助金は12万6,000円の増額であります。セーフティネット支援対策等事業費補助金の増額であります。

11ページをお開きください。

14款都支出金は2,804万1,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、1節社会福祉費負担金は2,023万2,000円の増額であります。対象経費の増に伴う障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

2項都補助金は611万2,000円の増額であります。

2目民生費都補助金は449万2,000万円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は172万3,000円の増額であります。心身障害者・児ショートステイ事業費補助金は73万6,000円の減額であります。対象経費の減に伴うものであります。重症心身障害児（者）通所事業補助金は245万9,000円の増額であります。対象経費の増に伴うものであります。

2節児童福祉費補助金は276万9,000円の増額であります。保育従事職員等処遇改善事業補助金は275万4,000円あります。認可外保育施設に従事する職員等処遇改善事業に係るものの計上であります。保育士研修等事業補助金は1万5,000円あります。職員研修の講師謝礼に係るものの計上であります。

4目農林業費都補助金、1節農業費補助金は162万円の増額あります。農業構造改革支援事業費補助金の計上であります。

3項委託金は169万7,000円の増額あります。

2目民生費委託金、2節児童福祉費委託金は105万3,000円の増額あります。母子福祉資金貸付事業事務費交付金の増額によるものであります。

6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は64万4,000円の増額あります。臨時職員任用事業費交付金の増額によるものであります。

13ページをお開きください。

15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入は2,351万9,000円の増額あります。市有地売払収入の増額あります。売払金額等の増によるものであります。

15ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は3,362万5,000円の増額あります。補正予算

(第4号)の財源調整としまして、財政調整基金の取り崩しを増額するものであります。

17ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入は180万6,000円の増額であります。1964年東京オリンピック・パラリンピック50周年記念事業助成金は99万3,000円でありますが、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた機運醸成事業に係るものの計上であります。医薬材料費返還金は81万3,000円でありますが、予防接種の医薬材料の返還に係るものの計上であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は2億3,450万6,000円の増額で、補正後の予算額は302億9,019万1,000円となるものであります。

19ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

1款1項1目議会費、1の職員人件費は147万2,000円の増額であります。

なお、職員人件費につきましては、この後、各款に出てまいります。ここで一括して説明させていただきます。各款での説明は省略させていただきます。

今回の職員人件費の補正は、当初予算後におけます人事異動等に伴います給料や時間外勤務手当等の増減が主な内容であります。

57ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

1特別職におけます下段の比較欄であります。1段目、長等の共済費を11万円減額するものであります。

次のページの2一般職の(1)総括であります。給与費のうち給料は1,057万円の減額、職員手当は2,219万3,000円の増額、共済費は1,687万円の減額で、合計で524万7,000円の減額であります。

59ページをお開きください。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細であります。給料は1,057万円の減額で給与制度改正に伴います増分が453万円、職員の異動等により減分が1,510万円であります。職員手当は2,219万3,000円の増額で、主に時間外勤務手当の増分2,372万4,000円であります。

以上で職員人件費の説明は終わらせていただきます。

21ページにお戻りください。

2款総務費は693万8,000円の減額であります。

1項総務管理費は420万6,000円の減額であります。

1目一般管理費は1,284万2,000円の減額であります。

1の職員人件費は1,285万7,000円の減額であります。

2の人事管理事務費は1万5,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

7目企画費は765万5,000円の増額であります。

1の企画業務費は664万3,000円の増額であります。東京オリンピック・パラリンピック50周年記念事業の啓発に係る消耗品費99万4,000円の増額と、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料564万9,000円を計上するものであります。

23ページをお開きください。

7のふれあい広場管理費は101万2,000円ではありますが、平成27年1月に開設を予定しております東大和市ふ

れあい広場に係る管理経費の計上であります。

10目電算管理費、2の社会保障・税番号制度関連システム整備事業費は98万1,000円の増額であります、地方公共団体情報システム機構負担金の計上であります。

2項徴税費は436万7,000円の減額であります。

1目税務総務費は495万円の減額であります、1の職員人件費の減額であります。

2目賦課徴収費、2の徴収事務費は58万3,000円の増額であります、件数の見込み増に伴う市税等コンビニエンスストア等収納代行業務委託料の増額であります。

25ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、1の職員人件費は147万8,000円の増額であります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、1の職員人件費は23万7,000円の増額であります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、1の職員人件費は119万1,000円の減額であります。

27ページをお開きください。

6項1目監査委員費、1の職員人件費は111万1,000円の増額であります。

29ページをお開きください。

3款民生費は2億2,763万8,000円の増額であります。

1項社会福祉費は7,495万4,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は1,118万6,000円の減額であります。

1の職員人件費は711万円の減額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は97万5,000円の増額、4の介護保険事業特別会計繰出金は521万円の減額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は15万9,000円の増額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目老人福祉費、2の老人ホーム措置事業費は363万7,000円の増額であります、人数の見込み増に伴う措置費等の増額であります。

31ページをお開きください。

4目障害者福祉費は8,250万3,000円の増額であります。

1の障害福祉管理事務費は23万2,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

5の自立支援給付費等事業費は8,227万1,000円の増額であります、就労継続支援等の増に伴う自立支援給付費等の増額であります。

2項児童福祉費は2,048万8,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費は1,411万3,000円の増額であります。

1の職員人件費は1,301万7,000円の増額であります。

11の子ども・子育て支援制度に係る準備事務費は109万6,000円の増額であります、利用認定通知等に係る郵便料等の計上であります。

33ページをお開きください。

2目児童措置費は1,825万8,000円の増額であります。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は1,550万4,000円の増額であります、保育士の増配置等に伴う保育園運営費補助金の増額であります。

3の家庭福祉員事業費は32万4,000円の増額、5の認証保育所補助事業費は156万6,000円の増額、6の認定こども園補助事業費は86万4,000円の増額であります。それぞれ保育従事職員等処遇改善事業補助金の計上によるものであります。

3目市立保育園費、1の職員人件費は1,260万1,000円の減額であります。

5目母子福祉費、1の母子・女性相談事業費は105万3,000円の増額であります。法改正に伴う福祉資金相談・貸付システム修正委託料の計上であります。

35ページをお開きください。

8目心身障害児通所施設費、1の職員人件費は33万5,000円の減額であります。

3項生活保護費は1億3,206万円の増額であります。

1目生活保護総務費は625万4,000円の減額であります。

1の職員人件費は638万円の減額であります。

2の生活保護事務費は12万6,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

2目扶助費、2の生活保護援護事業費は1億3,831万4,000円の増額であります。医療扶助の増等に伴う生活保護費の増額であります。

37ページをお開きください。

4項1目国民年金費、1の職員人件費は13万6,000円の増額であります。

39ページをお開きください。

4款衛生費は1,241万2,000円の増額であります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、1の職員人件費は96万9,000円の増額であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、1の職員人件費は1,144万3,000円の増額であります。

41ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費は48万6,000円の増額であります。

1目農業委員会費、1の農業委員会運営費は162万円の増額であります。法改正に伴う農地台帳システム修正委託料の計上であります。

2目農業総務費、1の職員人件費は113万4,000円の減額であります。

43ページをお開きください。

7款1項商工費、1目商工総務費、1の職員人件費は121万4,000円の増額であります。

45ページをお開きください。

8款土木費は297万6,000円の増額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費、1の職員人件費は427万5,000円の減額であります。

3項都市計画費は725万1,000円の増額であります。

1目都市計画総務費は978万4,000円の増額であります。

1の職員人件費は528万4,000円の増額であります。

6のコミュニティバス運行事業費は450万円の増額であります。新規の運行ルートに係る安全対策工事費の計上であります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は383万1,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

47ページをお開きください。

3目公園費、1の公園管理費は118万8,000円の増額であります、上北台公園防球ネット設置工事費の計上等であります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は11万円の増額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

49ページをお開きください。

9款1項消防費、1目常備消防費、1の消防事務委託費は2,085万5,000円の減額であります、算定経費の確定に伴う消防事務委託料の減額であります。

51ページをお開きください。

10款教育費は1,610万1,000円の増額であります。

1項教育総務費は626万5,000円の増額であります。

2目事務局費、1の職員人件費は343万2,000円の増額であります。

3目教育指導費は283万3,000円の増額であります。

1の就学相談事業費は3万6,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

10の教職員人事・給与事務費は64万5,000円の増額であります、臨時職員賃金の増額であります。

15の国際理解教育推進事業費は215万2,000円の増額であります、対象児童・生徒数の見込み増に伴う小中学生英語指導及び日本語指導委託料の増額であります。

53ページをお開きください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は518万7,000円の増額であります。

1の職員人件費は267万4,000円の増額であります。

7の文化施設管理費は251万3,000円の増額であります、(仮称)東大和郷土美術園高木剪定委託料の計上であります。

5項保健体育費は464万9,000円の増額であります。

1目保健体育総務費、1の職員人件費は6万6,000円の増額であります。

55ページをお開きください。

3目学校給食費、1の職員人件費は458万3,000円の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は2億3,450万6,000円の増額で、補正後の予算額は302億9,019万1,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(尾崎信夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番(中間建二君) 2点伺います。

5ページの債務負担行為でありますけれども、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託が今回行われるわけでございますが、当然のことながら、現状の公共施設の維持・管理のみならず、中長期的なこの公共施設のあり方、統廃合も当然視野に入ってくる計画の策定になるかと考えておりますが、この点について御説明をいただきたいと思ひます。

同じく同じページの体育施設等指定管理委託についてでありますけれども、前回の議会で新しい指定管理者へ

の指定については議会の議決が行われているわけではありますが、今回のこの5年間、26年度も入れると6年間になるわけですが、この指定管理委託を行う費用、これが選定については現指定管理者との間の中で財源効果が見込まれるということで、新しい指定管理者での御提案があったわけでございますけれども、この5年間の指定管理の業務委託については、これまでの5年間と比較して、今回のこの経費がどういう状況であるのかということについて、御説明をいただきたいのと、あともう1点、この体育施設等に指定管理委託に関するところでありますが、当然のことながら、この体育施設等の管理を行っていただくわけでありまして、一方で市民の皆様の健康づくり施策等についても、さらに強力で推進をしていく必要があるかと思っておりますし、また東大和市では今健康づくり施策もさまざま取り組んでいただいて、健康増進計画の策定も間もなく完成すると伺っておりますが、市民の皆様の健康寿命を延ばすための取り組みについて、新しい指定管理の中で、どこまで進められるのか、この点について伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 予算書の5ページになります。債務負担行為の関係で、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託の関係でございます。

今回の補正予算とあわせまして、この債務負担とあわせて3カ年で、この支援業務を行っていきいたいというふうに考えているところでございます。この公共施設等総合管理計画につきましては、国のほうから本年の4月22日に通知がありまして、各自治体にこの策定を求められているところでございます。この中でも、現況の把握とあわせまして、中長期的な視点で財政的な見通しも立てた上で、施設のあり方を検討するようというふうな形で指針がありますので、それを踏まえまして、中長期的な部分につきましても、この業務の中で対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 来年の4月から、新しい指定管理者になるわけでございますが、東大和市の指定管理者の基本事業計画書というのをいただいているわけでございます。その中において、健康スマイルバスや、そのほかの事業の取り組みについて研究がございます。具体的な取り組みは、まだこれからになりますけれども、健康づくりについては福祉部と調整しながら進めてまいりたいと思っております。費用については、現状今分析のほうを手元に資料がございませんが、私どもの認識としては、5年前の合計の費用よりは下がっていると、そういう認識でございます。今のところ、資料は手元にないので申しわけありません。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 何点か伺います。

全体として2億3,400万円の補正額のうち、2億2,700万円余りが民生費、生活保護費や障害者自立支援給付費等に対する手当てがされるということですから、必要な補正予算だというふうに認識していますけれども、幾つか伺います。

1つは、22ページの公共施設等総合管理計画策定支援業務委託費の問題です。

今質疑ありましたけれども、答弁の中であった公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の中で、点検、診断等の実施方針や、維持管理、修繕、更新等の実施方針、安全確保の実施方針、耐震化の実施方針、長寿命化の実施方針等々、述べられていて、それぞれ必要なことはあるというふうに思いますけれども、同時に統合や廃止の推進方針というのも出されているわけで、やはりこの計画を策定する上で市民の必要な施設が廃止をされるという危険もはらんでいるというふうに認識しています。そういうことのないように、まずこの場で求めておきますけれども、現段階で計画策定支援業務委託を行う、この段階で市として統合や廃止について

の具体的な方針を持っているのかどうか伺います。

それから、24ページの社会保障・税番号制度関連システム整備事業費ですけれども、社会保障・税番号制度そのものについては、基本的な考え方として、国が国民を管理していくという考え方そのものが非常に大きな問題だと思いますし、国民の情報漏えいの危険性についても、前議会で指摘したところですけども、今の9月議会で補正で出されて、この段階でもう一度補正が出された経緯について伺います。

それから、32ページの自立支援給付費等事業費について、御説明ありましたが、もう少し詳しく、どういう内容で増額補正になるのか、内容を伺いたと思います。

それから、36ページの生活保護援護事業費、扶助費のところですけども、医療扶助の増などによるということでしたが、当初予算の段階と補正予算を出される段階で生活保護人数の見通しですか、どのように推移しているのか伺います。

それから、46ページのコミュニティバス運行事業費、工事請負費で新規ルート安全対策工事費450万円というんですが、この概要について伺います。

○副市長（小島昇公君） 22ページの公共施設の検討の関係でございますが、現状で統廃合ありきだという御質問だと思いますけども、人口が減少していくと推計される中で、当然統廃合も含めた中で検討するというところでございます。

以上でございます。

○情報管理課長（菊地 浩君） 予算書の24ページ、社会保障・税番号制度関連システム整備事業費における今回の負担金を計上させていただいた経緯でございますが、中間サーバーの整備に関しましては、総務省が平成26年1月16日付の社会保障・税番号制度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化、集約化についてという通知の中で、中間サーバー、いわゆるハードウェアの整備については、各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安全性の観点から、クラウドの積極的な活用により、共同化、集約化を図ることが適当と考えると示されておりまして、あわせて地方公共団体情報システム機構が整備、運用することが適当であると示されました。その後、総務省がこの中間サーバープラットフォームの活用の際に意向調査を行い、本市もこの共同利用を活用することで準備を進めてまいりました。

その後、中間サーバー整備に係る負担金につきまして、平成26年7月31日付で地方公共団体情報システム機構から、平成26年度分の中間サーバー設計構築に係る負担金が示され、さらに平成26年8月29日付で東京都から交付決定が通知されましたことから、本12月議会の補正予算におきまして、歳入歳出予算を計上させていただいたものであります。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 補正予算書32ページ、自立支援給付等事業費の増についての御説明でございます。

主に、就労継続支援B型という、いわゆる作業所の通所の方の給付費が6,700万円ほど不足するというような見込みでございます。就労継続支援B型につきましては、当初予算では特別支援学校の卒業生分等を見込んでおりますが、この26年度上半期で新規に御利用された方が26人いらっしゃったということで、特別支援学校以外の御利用の方が今年度特に多くなっているということでございます。主に、精神障害の方で社会復帰や就労等を目指して日中活動を始めるという方が多くございます。

以上です。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 予算書35ページ、生活保護援護事業費についてでございます。

当初予算作成時の保護世帯数等でございますけれども、平成25年10月でございます。保護世帯数が1,201世帯、保護者数が1,777人、直近の数字、26年10月でございますが、保護世帯数が1,236世帯、保護者数1,819人。以上でございます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 46ページ、コミュニティバス運行事業費の工事請負費についてでございます。

コミュニティバスのルート変更に係る関係機関協議におきまして、歩行者等の安全の確保をするために、必要な対策工事を実施するものでございます。具体的には、芝中団地の北側の市道第547号線におきまして、区画線の引き直しであったり、路面舗装工事、擁壁のやりかえといったようなことを実施するものでございます。以上でございます。

○情報管理課長（菊地 浩君） 先ほどの説明の中で、前回9月議会にシステム改修費を計上したのに、今回また計上した理由につきましてですが、予算書24ページ、社会保障・税番号制度関連事業費でございます。

9月議会には、この番号法に基づくシステム改修の費用を計上いたしました。前回は、そのシステム改修費用だけでしたので、今回の負担金は含まれてないものでございます。以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

22ページの公共施設等総合管理計画策定支援業務委託のところ、私は市民に必要な施設が廃止されるということがないように要望し、今具体的に計画策定委託に当たって、統廃合の計画を持っているのかということと伺ったんですが、その点についてはどうでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 今後検討するというところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 24ページのふれあい広場管理費について、お伺いします。

来年の1月からということですので、これがどのような使われ方をするのか、教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市としましては、この玉川上水ににぎわいの創出等や行政情報の発信という施設の関係で、今回賃借料等計上させていただいているところでございます。具体的な使われ方、そういう準備はしているところなんです、今具体的な使い方につきましては、今後また対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第58号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 第59号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第13 第59号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第59号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億206万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第8款の繰入金は97万5,000円の増額で、職員人件費の補正に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は97万5,000円の増額で、職員の人事異動等に伴い職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第59号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 第60号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第14 第60号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第60号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴う職員人件費の減額など、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ383万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,629万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第6款の繰入金金は383万1,000円の減額で、職員人件費の補正に伴う一般会計繰入金の減額であります。

第8款の諸収入は1,000円の増額で、平成25年度日本下水道事業団負担金の精算に伴う返還金であります。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

2の歳出であります。

第1款の総務費は51万5,000円の減額で、職員の人事異動等に伴い、職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を減額するものであります。

第2款の事業費は331万5,000円の減額で、職員人件費に係る建設総務費の減額であります。

以上であります、事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第60号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第61号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第15 第61号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第61号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるも

のであります。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,734万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第4款の繰入金は11万円の増額で、職員人件費の補正に伴う一般会計繰入金が増額であります。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は11万円の増額で、職員の人事異動等に伴い、職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第61号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第62号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第16 第62号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第62号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴う職員人件費の減額など、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ521万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,525万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第1款の保険料は3万3,000円の減額で、東日本大震災の被災者の保険料免除による特別徴収保険料等の減額であります。

第4款の国庫支出金は3万3,000円の増額で、東日本大震災の被災者の保険料免除に対する介護保険災害臨時特例補助金の計上であります。

第9款の繰入金は521万円の減額で、職員人件費の補正に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の減額であります。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は521万円の減額で、職員の人事異動等に伴い、給料等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を減額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第62号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第63号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第17 第63号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第63号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,627万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第2款の繰入金金は15万9,000円の増額で、職員人件費の補正に伴う一般会計からのその他の繰入金金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は15万9,000円の増額で、職員の人事異動等に伴い職員手当等の人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第63号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 陳情の付託

○議長（尾崎信夫君） 日程第18 陳情の付託を行います。

11月26日正午までの受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会に審査を付託いたします。

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時28分 散会